

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名： 別紙のとおり
住所： 別紙のとおり
2. 指名停止措置期間： 自 別紙のとおり
至

3. 事実概要

防衛省近畿中部防衛局発注の航空自衛隊岐阜基地(岐阜県各務原市)内における建設工事を巡り、株式会社銭高組の元名古屋支店長及びアイサワ工業株式会社の名古屋支店長が5月31日に、公契約関係競売等妨害容疑で名古屋地方検察庁に在宅起訴された。

4. 指名停止措置理由

上記業者の行為は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。)別表第2第8号口に該当する。

<指名停止措置要領別表第2第8号口>

措置要件	期間
(公契約関係競売等妨害又は談合) 8 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に 関し、一般役員等又は使用人(使用人においてはイに掲げる 場合に限る。)が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により 逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第12号 に掲げる場合を除く。) イ 当該地方整備局の所管する区域内の他の公共機関の職員 ロ 当該地方整備局の所管する区域外の他の公共機関の職員	逮捕又は公訴を知った日から 2ヵ月以上12ヵ月以内 1ヵ月以上12ヵ月以内

○問い合わせ先
国土交通省 国土技術政策総合研究所
総務部 契約財産管理官 鈴木 一夫
茨城県つくば市旭1番地 電話029-864-0564

【別紙】指名停止措置業者

事業者名	住所	指名停止期間		
		始期	終期	期間
株式会社銭高組	大阪府大阪市西区西本町2-2-4	令和4年6月30日	令和4年7月29日	1ヵ月
アイサワ工業株式会社	岡山県岡山市北区表町1-5-1	令和4年6月30日	令和4年7月29日	1ヵ月